

(件 名) 硫黄山噴火被害に関する陳情書

(陳情の要旨)

霧島連山えびの高原硫黄山が250年ぶりに平成30年4月19日火口内南側, 26日火口外西約500メートルで噴火し硫黄山を源流とする長江川では水質調査の結果, 環境基準値の約200倍のヒ素, ホウ素40倍・フッ素10倍・鉛3~6倍・カドミウム5~6倍, 濁りの原因となる浮遊物質量も基準の700~1300倍も検出され川内川水系の水質悪化の影響で湧水町では水田900ヘクタールの内220ヘクタール, 伊佐市では3,560ヘクタールの内550ヘクタール, 川内川からの取水による水稲を中止し転作への道を余儀なくされましたが, 県におかれては, 知事のマニフェストに掲げられた『世界に挑戦する鹿児島, 農林水産業で日本一に!』を達成すべく, 災害発生後の生産者支援にスピード感を持って対応され, 去る6月議会において, 農家補償として2億7,300万円の補正予算を成立させたことには敬意を表するところです。

一方, 今回の噴火による水質汚染やコイやフナ等の大量へい死の発生, また, それらに伴う風評被害は, 漁業権の免許を受け, 増殖に取り組みながら生産活動を行う内水面漁協にとっても, 死活問題であり, 決して看過できない深刻な問題です。

去る平成26年6月に『内水面漁業の振興に関する法律』が施行し, 国並びに県の責務, また, 内水面漁業者の努力が明確化されたところですが, 子どもたちのための「新しい力強い鹿児島」をつくるためには, 中長期的な視点で, この三者が連携して鹿児島県の内水面漁業の振興に必要な施策を実施しなければならないと考えています。

県におかれましては, このような状況を踏まえ, 下記の施策の実施に向けて取り組んでいただきますよう, 御検討の程よろしく申し上げます。

尚, 施策の検討にあたっての協議会の開催など, 必要があれば, 喜んで参加させていただきますことを申し添えます。

#### 記

- 1 へい死した魚類の資源を回復するための方策を講じること
- 2 風評被害の払拭に向けて, 引き続き行政が取り組むこと
- 3 内水面漁協が行う義務放流については, 硫黄山噴火等の影響を受けている漁協の負担能力等を十分勘案し, 緩和等を講じること

(件名) 「鹿児島県主要農作物種子条例」の制定を求める陳情書

(陳情の要旨)

「主要農作物種子法(種子法)」が2018年4月1日を持って廃止されました。この法の廃止は2016年9月に政府の規制改革推進会議で提言され、2017年3月23日の国会で廃止法が成立しました。しかし、この間マスコミはほとんどこの廃止法について報道せず、したがって国民的な議論もなく、国会審議も不十分なまま数の力で可決・成立しました。政府は種子法について「すでに役割を終えた」「国際競争力をつけるために民間との連携が必要」と説明しています。

しかし、民間企業は種子生産の義務を負わないため、食糧安全保障の前提となる種子が国内で十分確保できるのか大きな不安が残ります。現在、日本で生産されているコメは300品種にもものぼります。この多様性は公的な制度や予算があったからこそ実現したのであって、民間企業にこれだけの多品種を作り続けることはコスト的にも技術的にも現実的ではありません。民間企業は利益を最優先します。そうなると、同じ品種を効率的に開発・存続していくこととなります。単一の種子ばかりが大量生産・普及することになれば、天候不順や病害虫の発生などで全滅するリスクが高まります。これは、プランテーションでも同様の弊害が何十年も前から問題になっていることから容易に想像が付き、種子の多様性が失われるということは、地域や気候風土、文化の多様性まで奪われてしまうことになりかねません。

鹿児島県の優良品種もこれまでこの種子法により守られ、安価に農家に提供されてきました。しかし、民間企業の種子の価格は5～10倍も高いとされています。種子法が廃止されたことにより、今後の優良品種の維持、安価での農家への提供の保証はできません。種子の価格が高騰すれば、農業をあきらめる生産者も増えるでしょう。そして種子価格の高騰は消費者にも跳ね返ってくることは間違いありません。種子市場を民間に委譲すれば、農家は従来品種を作り続けたいと思っても、企業から毎年種子を買わなければならないようになります。実際、TPPなどを通じて農家による種子採りを禁止する動きが強まっています。農家が種子を保存したら種子企業の知的所有権を侵害したと訴えられ、企業の思い通りに種子を買わされることとなります。

さらに気がかりなことは「主要農作物」である稲、麦、大豆はどれも遺伝子組み換えの対象作物であるということです。種子ビジネスに乗り出してきているのは化学企業が中心であり、モンサント社などの多国籍企業は遺伝子組み換え種子を推し進めているため、やがて遺伝子組み換えの作物しか選択の余地がなくなり、健康を害した上に食料主権も失ってしまいます。

以上の観点から、「鹿児島県主要農作物種子条例」の制定を強く求めるものです。2019年1月現在、全国で種子法に代わる独自の条例をすでに制定したのは5県、さらに来年度施行に向けて準備を進めているのは5道県に上り、条例化を求める動きが自治体で広がっています。鹿児島県も全国有数の農業県であることの誇りと責任を持って、食糧の担い手農家と消費者を守っていくために、県独自の条例を制定いただきたくお願いいたします。

以上の趣旨に基づき、下記事項を陳情します。

記

1 「鹿児島県主要農作物種子条例」の制定を求めます

以上

(添付資料省略)